

○議長（神山章憲）

次に、12番佐々木四十臣君の登壇を求めます。

○12番（佐々木四十臣）

おはようございます。12番議員の佐々木でございます。私は、今回、既に通告を申し上げておりますとおり、3項目についてお尋ねをいたします。

1つは、防災行政無線の変更に係る幾つかの問題点についてのお尋ねでございます。

2つ目の質問は、今、話題になっております個人番号制度にかかわるものでございます。

そして、最後に、広域観光体制の充実という問題についてお尋ねをいたします。

では、早速、防災行政無線の変更に係る幾つかの問題点についてお尋ねします。

現行の防災行政無線は、議員各位御承知のとおり、町制40周年記念事業の一環として整備されたものでございます。20年を経た今、デジタル方式へと変わろうとしております。現行の設備については、これまで幾度も聞き取りにくいというような声がありました。その都度、当局におかれましては調整が図られてきたところも承知でございます。また、風雨が激しいときにはほとんど聞こえないということも何度も問題提起されてきた経緯がございます。

そこで、お尋ねをいたします。

今述べましたような問題について、デジタル化されることで解消されるのでしょうか。あるいは、解消するために何らかの具体的方策が講じられているのであれば、お示しをいただきたいと考えます。

デジタル化事業は、平成28年度に完了予定とされております。基本設計をはじめ、現時点ではどのような進捗状況にあるのか、お尋ねをいたします。

また、災害弱者と言われるような人たちへの情報配信に充実したシステムを導入すると言われております。これは27年度に完了というようにお聞きしております。具体的にどのようなものがどのような進捗状況にあるかをお示し願いたいと思います。

次に、個人番号制度についての質問に移ります。

個人番号制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のために社会的基盤となるものであるというふうに説明されてきました。国民の利便性の向上とは具体的にどのようなものか、実感を伴う説明がまだまだ不足していると思えてなりません。

先般来は、消費税10%へアップされることが予定されておる中で、軽減税率に絡む問題として、買い物をするたびに個人番号カードの提示が必要というようなことで大きな社会問題となったことは記憶に新しいところであります。適正な課税や社会保障給付に役立てるといふ行政サイドの効果ばかりが先行して、国民が実感できる利便性について啓発が進まなければ、個人番号制度への理解と信頼は深まらなないと考えております。かつて住基カードがさほど普及しなかった、この二の舞になってはならないと考えます。個人番号通知カードが届いた後、役場窓口の写真を添えて個人番号カードの発行を申請しなくてはなりません、必ずしも個人番号カードの発行を受けなくてもよいことになっております。この制度は、いや応なく進められていくと思いますが、やはり全ての人個人番号カードの発行を受けてもらうよう、もっともっと啓発を重ねる必要があると考えますが、当局においてはどのような考えにあるのか、お尋ねをいたします。

最後の質問です。

広域観光体制の充実、これは本町の第4次総合計画にもうたわれておる課題でもあります。年に一度、県が発表しております入り込み客数という統計を見る限り、何か観光体制の充実のために具体的な取り組みがなされ、その進捗を見ているかどうか、いささか疑問を感じております。

何か具体的に方策を講じ、取り組まれている中での進捗状況がどのようなものか、お尋ねいたします。

以上で登壇しての質問を終わります。あとは質問席で続けさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

佐々木議員の質問の中の防災行政無線についてのお答えでございますが、防災行政無線のデジタル化についての質問でございます。

まず、現在の状況について説明いたします。

平成7年度に現在のアナログ方式の防災行政無線を整備し、20年を経過しております。その間、地域の住宅環境の変化や無線設備の老朽化の影響により、音の共鳴や雑音などで聞きづらくなっております。また、近年、老朽化による無線設備の故障がふえております上に、保守に関する部品、ユニットの確保が難しい状況にあります。

現在、消防防災の通信は全国的にデジタル方式への移行が進んでおり、本町の防災行政無線設備もデジタル化への更新を平成28年度内完了に向け、業務を進めているところであります。

御質問の聞き取りにくい、風雨の激しいときは聞こえないという問題点ですが、このデジタル方式防災行政無線の機能といたしましては、従来よりも雑音が少なく、より明瞭に放送が聞こえるように性能が向上しておりますし、難聴地域への設備増設などを視野に入れ、対策を行っております。しかし、風雨の激しいときや住宅の機密性向上により、限界はございます。

次に、災害弱者への情報配信の充実であります。ことし8月から今までのメール配信サービス以上の機能を充実させた情報配信システムへ変更を行っております。今回、導入した情報配信サービスでは、携帯端末への防災情報配信以外に携帯を使用されない高齢者や障害のある方など、災害弱者の方も情報が受け取れるように電話発信サービスやファクス送信サービスを追加しており、登録利用への住民周知を続けております。

最後に、進捗状況ですが、8月末に実施設計業務委託を行い、基本設計、電波伝搬調査が終わり、実施設計を進めておりまして、11月末に完了の予定であります。

なお、概算事業費を算出しまして、工事に係る補正予算をお願いしております。

安全・安心に関する情報配信につきましては、防災行政無線と情報メール配信を併用し、災害時の情報伝達を補完しておりますが、今後、新たな情報配信、情報伝達の手法も模索し、なお一層の伝達手段の強化を図ってまいります。

次に、個人番号制度の質問でございますが、行政事務を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となる制度であります。ことし10月5日の番号法の施行日以降、順次個人番号が通知されることになっており、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始され、個人番号カードの交付が始まります。

個人番号制度の周知啓発については6月議会において回答したとおり、ことし3月から政府広報によるテレビ、新聞等で周知が行われ、本町においても5月からホームページに制度の概要を掲載し、広報6月号をはじめに9月号からは毎月特集記事を掲載しております。また、町職員の制度理解のための研修等も実施しております。しかしながら、まだ番号通知カードの発送もおこなわれている状態であり、町民の方の理解も十分ではないと思われまます。

今後、通知カードの送付後、町民の方からの問い合わせが多くなると思われますので、全職員

で、周知啓発を図りたいと考えております。

なお、番号制度概要パンフレットを通知カードが届く時期に全世帯に配布し、広報12月、1月号に特集記事を掲載する予定でございます。

今後は個人番号カードの普及のため、幅広い利用が可能となるよう町民の利便性につながる独自利用の検討を行ってまいります。

次に、広域観光体制の質問でございますが、広域観光体制の充実とその進捗状況につきましては、筑後七国商工観光推進協議会にて、観光推進事業としてスタンプラリーの実施、観光ボランティアの人材研修、観光キャンペーンとして福岡都市圏、広川サービスエリアで実施、調査研究事業として、着地体験型観光の現地研修、筑後七国観光ビジョンを支援し、九州新幹線筑後船小屋新幹線利便性向上の要望活動事業を行っております。

さらに、筑後地区観光協議会では、15市町村にて広川サービスエリア上り下りにて観光キャンペーンを展開しているところであります。

また、筑後田園都市推進評議会の観光部会にて観光ブラッシュアップセミナーにて、広川に現存する観光資源に気づき、広川町観光協会と着地型観光戦略を探求し、さらなる充実を図っております。今年度は試験的に広川町、八女市、観光業者、福岡県とでモニター観光ツアーを計画しております。

今後も第4次総合計画の人が集う町をつくるため、平成27年度入り込み客数17万5,000人を目標に邁進してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

防災行政無線の問題でございますが、今、御答弁いただきましたようにデジタル化すれば、現行のものより雑音が少ないというようなこと、これは一つのメリットというふうに捉えられておるところでございます。消防関係も広域化され、デジタル化ということになっておりますので、デジタル化というのはもう時代の流れであり、やはりより性能のいい送信設備になるだろうと大いに期待を持つわけでございます。ところが、これはやはり今まで問題となってきたような聞こえにくいとか、風雨の激しいときは聞こえないとか、せんだっての茨城県の豪雨のときも防災行政無線は全く聞こえなかったと、そういうふうな声の後から出てくるわけでございますが、現在ほどこもやっぱり家が戸締りといいますか、非常に密室性が高いので、なかなか外部での放送とか、そういうものは聞こえにくい、それは現実の問題としてあるわけですが、やはり現行の設備に対して問題点として浮上しておいたものに対しては、その案件に対しては、やはり新しい設備を導入するという中ではその解消、100%というのは難しいと思いますけれども、解消するために具体的に何か一知恵、二知恵加えておるか、加味しておるか、そういうところを期待するわけでありまして、そこの辺はいかがでございますか。

○議長（神山章憲）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

従来のアナログ方式からデジタル方式に変わることによって、よりクリアな音声になるということはもう機械的に向上しております。それ以外の解消に係る分ですけれども、まず電波調査というのを行いまして、町内全域の電波の通りぐあいを調整しております。それによりまして、今

の段階で聞き及んでおりますのは、現在35カ所の個局、要するにスピーカーをつけている箇所ですけれども、こちらについて一、二カ所は増設が必要であろうと。また、拡声器の向きなり、数というのを調査の中から導き出して、広く全域に聞こえるような方策をとってまいりたいと思っております。ただ、今までもですけれども、やっぱり拡声器が近いところの周辺の住民の皆さんは音が大きくてやかましい、遠くのところは聞こえづらいと、これはもうどこの防災行政無線を使っている市町村においても現状を変えることはできませんけれども、そういうところへも配慮しながら、全域への周知が一度にできる防災行政無線でございますので、より広域にクリアな情報伝達を一度にできるような配置にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

聞くところによりますと、現行の防災行政無線の支柱でいいですか、スピーカーを取りつけておる、あれも全部取りかえるというようなことらしいんですが、今御答弁いただいたところを考えると、必ずしも現在の場所に再び立てるということに固執はしないということですね、そういうこともあるということですね。もちろん、増設もあるということでした。ですから、やっぱりスピーカーの角度、場所、一番近いところの支柱の方向とか、そういういろんなものが出てくると思うんですが、その辺、専門的な、技術的な調査が当然なされると思います。その中で、今まで立っておるところに必ずしも立てるということにはこだわらないと、そういう発想でやるということでしょうか。

○議長（神山章憲）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

個局、スピーカーを置く位置でございますけれども、まだ詳細には詳細設計ができておりませんので、個別の位置については厳密な調査内容が来ておりませんので、今は把握しておりませんが、実際に立てるとなった場合は、その土地の所有者なり、それから管理なりというのも出てまいりますので、そこら辺のところも加味いたしまして、よりクリアな音声を届けるようなところで位置については決定をしたいと思います。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

詳細設計がまだできていないということですが、詳細設計ができて、この場所に設置と、従前のところに立つのがほとんどだろうと思うんですが、新しく移動させるとか新しく増設するとか、そういう場合もあると思いますので、その場合に詳細設計ができて支柱を立てる、個局を設置する場所が決まった、その段階ではいわゆる地元行政区あたりとの調整等も図られますか。

○議長（神山章憲）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

今の現状の位置から変更になるようなところについては、地元のほうとはやっぱり協議をいたしまして、その場所について地元のほうから了解を得るといったようなことも出てまいりましようと思いますので、そういうところは地元のほうと協議をしたいと思います。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

次に、災害弱者と言われる人たちへの対応ですが、今、町長の答弁をいただきまして、いろいろ新しい取り組み、配慮がなされておると、検討されておるということで安心をいたしますが、現在、防災メールの登録者数は何人でしょうか、あるいはこの防災メールの登録をふやすための工夫を何かされておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

8月に新しいメール配信システムに移行しておりますけれども、現在でのメール配信の登録者につきましては、10月末現在におきまして443名でございます。うち、災害弱者、携帯を持っておられない方の電話によるサービスの申し込みの方が1名、それから聴覚障害とかでありますファクスでの送信サービスを利用されている方が2名でございます。

それから、周知なり、登録数の増加のための状況でございますけれども、各行政区実施でのサロンや老人会等について、それから地域コミュニティなりの場所において、こういうシステムを新しくつくりましたので、ぜひ登録をお願いしますということで周知は図っておりますけれども、今後も特に災害弱者と呼ばれる方々につきましては福祉課のほうと連携をとりながら登録数の増に努めてまいりたいと考えております。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

災害弱者の方々にそういった配慮をするというのは当然のことでございますけれども、それ以前の問題で、私はこういった防災無線関係というのは、まず情報を受け取った人が受け取っているかないかわからないけれども、近所の方々に早く連絡をしてくれるということが一番大事じゃないかというふうに思いますが、今回の鬼怒川の水害の折にもそういったことで助かった人がたくさんいたというふうに聞いております。ですから、私の考えます基本はまちづくりです、地域コミュニティです。これにさらに力を入れて、何かあったときは隣近所呼びかけ合うという、こういったあり方をもっと進めてまいりたいと思っておりますが、今質問にありますようなことも、それは十分推進をしてみたいと思います。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

町長の答弁、もう全く同感であります。地域のきずなを確固たるものに築き上げるということは、これはやはり前提であろうと思っております。全く同感であります。そういう中で、やはり災害の場合に手助けが要る、介助が要る、支えが要るような方たちへの配慮というのは幾重にもやはりされてしかるべきと思っております。

それで、今、お話がありましたように、サロン等で啓発を図りたいということですが、なれた者は防災メールの登録をするのは簡単だと、簡単にできますよとよく聞くんですけども、やはり苦手な者、あるいは年配者の方たちは携帯電話に防災メールを取り込む、登録をするのが面倒というよりもおっくうなんですよ、なかなかできん。私自身も恥ずかしながら、総務課のところ

でどうすりゃいいのかいなという話でいろいろお手伝いをいただいた経緯がありますが、せっかく地域に出向いて、サロンとか老人クラブの会合とか、そういう場所に出向いて啓発をしてきたとおっしゃるならば、さらにそういう場で、できればそこにいらっしゃる皆さんの中から、私もそれができるならやりたいというような方にはやはり登録を早く言えばセットしてやる、別段そういうことをしても問題ないだろうと思うんですが、できればそういうふうなこともサポートしていただくと、この防災メール登録が格段にふえていくんじゃないかなというふうに考えます。その辺いかがでしょうか。

○議長（神山章憲）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

確かに、携帯に登録する作業自体がなかなか慣れていらっしゃらない方は難しい、特にそれから携帯会社のほうで初めに設定されている迷惑メール防止の設定とかがありますので、そういう場合は私どもが預かってわからない場合がありますので、携帯会社のほうでそれを解除していただいて、その場で登録をしていただけるように登録の仕方のチラシ等を預けて携帯会社のほうに行かれてくださいというようなことは説明しております。

それから、気軽に役場のほうに来ていただければ、セットのほうは職員のほうでしてまいります。なかなかサロンの場所等に関係職員が毎回は出向きませんので、そういうセットを希望される場合は、わからない場合は役場のほうに来ていただければと考えております。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

次の個人番号制度の問題に移ります。

個人番号についての利用範囲というものは、当面は税と社会保障であるというふうに聞いております。2018年以降は、預貯金の口座等への個人番号の連結ができる。これは本人の同意を得るということが前提になっております。既に金融機関等からは、まだ番号の通知カードさえも届いていない段階で——当初の予定は10月の法施行以降ということで聞いておりましたので、それがずれ込んでおるわけですが、もう金融機関等からはやはりいろんな個人番号の申し出をお願いしたいというような書面が届き始めました。そっちのほうが先行してしまっている。

実は、預貯金口座に連結をするということは、個人資産を正確に把握し、脱税や生活保護の不正受給を防ぐことがねらいにあるというふうに出ております。あるいは、この問題については預貯金口座への個人番号の連結については、2021年度をめどに義務化も検討されておるということであります。いや応なくこの個人番号制度が進んでいくということでありませう。

広川町では、まだもちろん通知カードは届いておりませんが、今、当局では通知カードがいつごろ届くか、何か情報がございませうか。

○議長（神山章憲）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

今、郵便局に確認を随時しておりますけれども、10月中には届くというような情報も来ておりますけれども、それはまだ確定じゃないということですので。（「11月……」と呼ぶ者あり）済みません。11月中です。まだ確定じゃないということは郵便局のほうからは話が出ております。

以上でございます。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

実は、この個人番号カードというのは表に住所、氏名、生年月日、顔写真がついて、裏に個人番号がついておるといようなことであります。

実は——今、11月中にはという予定だということですが、個人番号通知カードが届いた。そして、それについてお返しの書類を添えて役場の窓口写真を添えて申し出たら個人番号カードの交付を受けることができる、これは無料ということになっておりますね。そして、平成28年の1月1日以降、この個人番号カードが機能し始めるということ聞いております。

実は、ここで私もやはりいろんな啓発資料というのは詳しく読み込まなければいけないなと思ったんですが、個人番号カードの発行を受ける際、役場の窓口で交付を受ける際、実は暗証番号を登録しなきゃいかんということですね。今、町長の答弁にもありましたように「広報ひろかわ」、9月、10月、11月、実際、毎回、個人番号、マイナンバーについて記事が載っております。この暗証番号についてはまだ広川町では出なかった。ところが、八女市のほうでは、「広報やめ」では11月号に交付の方法ということで、具体的に「窓口で本人確認の上、暗証番号を設定した後に個人番号カードを交付します」とはっきり書いてあります。また広川町のほうではそのことについては出なかった。

問題はここからなんです。暗証番号については数字4桁、それと英数字6文字以上16文字以下と、この2種類が必要だと。数字の4桁は何か難しいことはないと思いますが、英数字6文字以上16文字以下というのは、ここが非常に問題で、やはり年配、高齢者になると、この辺のことは大変面倒くさい話じゃないかなと思うんです。このいわゆる暗証番号というのは、それも英数字で登録しなきゃいかんということが非常に問題で、暗証番号はどのような——実際、個人番号カードが機能するときに、使おうというときにどのようなことになるんでしょうか。それを入れなければ機能しないんでしょうか。

○議長（神山章憲）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

お答えします。

うちのほうが個人番号カードの交付時来庁方式をとっておりますので、申請のときは通知カードについております申請書を書かれて写真を張られてJ-LISのほうに送付していただいて、その後J-LISのほうから広川町にカードが来たときに広川町でカードを交付するといような方法をとっております。

それと、あと個人番号カードの暗証番号4桁につきましては、個人番号カードの電子証明ですかね、あっちのほう——済みません、ちょっとお待ちください。済みません。

まず、4桁の数字につきましては、転入転出とかの場合に使います暗証番号ということで入れていただきます。

あと6桁から16桁の英数ということでございますが、英語と普通の算用数字を交えた番号を登録いただきますと、今、確定申告でイータックスとかで使われております電子証明書等に使われるようになっております。

以上でございます。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

1点確認をさせていただきます。先ほど私が紹介しました隣の市の広報の英数字6文字以上16文字以下とあるのは、アルファベットと数字との組み合わせが6文字以上16文字以下ということですね。そういうことでいいわけですね。その点、政府の広報は無難な広報をしておりますね。パスワード設定が必要になりますと書いてあったわけですよ。政府広報はですね。ここまで具体的な、英数字と書いてあるから、英数字はアルファベットと数字の組み合わせじゃないと思いますので、ちょっとお尋ねしたところです。実際は登録のときには、ただし、その登録が必要であるということは間違いないですね。

○議長（神山章憲）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

電子証明をつけるかつかないかは、申請時にチェックして、電子証明をつける個人番号カードを申請するのか、それはつかないで個人番号を本当に身分証明書として登録するのかというのでありますので、そっちの電子証明をつけるということで申請していただいた方には必ずその6桁以上16桁未満の暗証番号が必要になります。それと、それが要らないということで申請した方には4桁の暗証番号ということになります。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

今お尋ねしているように、まだまだよくわからない部分がたくさんあるように思います。やはり啓発が必要だということだろうと思います。やはりいろんな場面で、広報に連載しよるからということでなくして、何かもう少しわかりやすい啓発の場というものがあつたらいいなと思うんですが、その辺は鋭意当局においても御検討いただきたいと思います。

いずれにしても、これがやはり定着し、もう恐らくこれはいや応なく進んでいくわけですから、定着し、上手に機能するということが一番いいことだろうと思います。我々がよく尋ねられます。先ほども言いましたように、税金の徴収とか、そういうものが全面に出てきては非常にやはり誤解を招きかねない点もあるわけで、いわゆる国民の利便性の向上ということで一番の売りは何でしょうか。

○議長（神山章憲）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

1月から利用が始まりますけれども、まずは公的身分証明ですね、それに使える。1月からの、もう法に定まっている手続なんですけれども、必ずマイナンバーを記載しなくてはならなくなります。そのときに個人番号カードがあれば、それ1つで確認ができる。それがなければ、マイナンバーとほかにまた身分証明を提出するということが、まずは導入当初はそういう利便性ということになります。

平成29年の7月からが他自治体との連携が始まりますので、そういうことになれば、他自治体からの申請書に添付する添付書類については省略できるという形になります。

以上が今定まっている利便性でございます。

その利便性を高めるためには、やはり先ほど町長答弁でありましたように、個別な独自利用の検討も必要かと思えますけれども、それはなかなか財政的なものもありますので、随時検討しなければいけないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

個人番号制度は以上で終わります。

次は、広域観光体制の充実の問題でございますが、広川町の第4次総合計画の中に広川町観光づくりや広域的なPR活動の推進など地域と一体となった観光振興施策を推進するというふうに出ています。当然それに沿って動いておるわけですが、県が発表しておる広川町の現在の入り込み客数を見ますと、平成20年度を境にして、入り込み客数、それから、その入り込み客の消費額、ともに下降、下どまりになっておるという状況でございます。入り込み客数は26年度で16万3,500人という数字が出ております。それから、年間消費額は392,149千円というふうに出ております。ところが、これは広川カントリークラブ、ゴルフ場も加わっての数字であります。それで、本当に地元の施設、そういうところといえば、産業展示会館、あるいはこふんピア、こちらは無料ですけれども、こふんピア、それからゴットン館、この3つが中核になっております。その3つの施設について考えますと、26年度の場合は人数で、今申し上げた16万3,500人の中の27%である、消費額については10%にしかありません。いかにゴルフ場のほうが多いかということになるわけでございます。それで、当然ゴルフ場は税収等もかかわってくることでありますから、それなりの効果はたくさんあるわけでございますけれども、やはり産業展示会館、こふんピア、ゴットン館、こういうところの施設を中心に入り込み客が増加するということが、その方策を講じるということも必要だろうと思えます。ところが、それがどうも下どまりになっておるということでもあります。

ちなみに申し上げますと、ゴルフ場も当然、下火になっております。減っております。ゴルフ場を見ますと、平成25年度は3万4,000人の入り込み客でございます、ゴルフ場に限って。それから、消費額は3億円であります。ところが、平成8年には消費額は7億2,000万円あったんです、ゴルフ場だけで。それぐらいあったのが、今は半分以下になっておるということで、これは全体がいわゆる下降傾向にあるということでしょう。で、仕方がないということではやはりいけないわけで、そのために観光体制の充実というのが図られようとしておるわけでもあります。

それで、本町は田園都市推進評議会というのに加盟しております。その観光部会というものもあるわけです。それから、筑後七国商工観光推進協議会というのがあります。この2つにそれぞれ、前者は370千円、後者は352千円の負担金を出しております。そういうことでやっておりますけれども、そういうところの、先ほどスタンプラリーをやっておるというような答弁がありましたけれども、スタンプラリーはやっておりますが、それ以外にいろんな観光ルート、そういうものの中に広川町がほとんど取り込まれていない、それがいささか歯がゆい思いがするんです。やはりそういう協議会、評議会に加盟し、応分の負担金を出しておるならば、その中でしっかりと広川町の立ち位置を確保して、発言をして、発言力を高めて、やはり広川町もそういう全体計画の中でしっかりと取り込んでいただく、そういう働きかけが必要だと思えますが、その辺の状況についてお尋ねします。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

その取り組みでございますが、先ほど町長のほうが答弁いたしたとおり、今年度につきまして観光としては福岡県でモニターの観光ツアー、こういうのも計画しておりまして、広川のほうにも福岡のほうからバスを使ってツアーあたりも結構いらっしゃいますし、幸い広川にはサービスエリアがございます。このサービスエリアを活用しまして筑後七国でイベント等も今年度実施しております。こういうことの中で広川町の位置づけというのはしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

今、広川サービスエリアで筑後七国の取り組みをやりたいということでございますが、今までの福岡県が発表しておる広川町の入り込み客数、消費額、2つともこの広川サービスエリアについての数字は全く計上されてこなかったわけですね。例えば、今言われるように、筑後七国のイベントを広川サービスエリアでやったら、そういうものがこういう統計に上がってくるでしょうか。上げることができるでしょう。多分、広川サービスエリアの効果というのは相当あると思うんです。あるけれども、広川サービスエリアのお客さんは入り込み客ではないという発想でこの数字が統計されておるから、その分は全く、今、御紹介したような数字の中には含まれていない。そうすると、やはりそういう意欲的に筑後七国で取り組むというようなイベントについては、その数字の計上が可能ですか。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

今、議員御指摘のとおり、サービスエリアについてはあくまで高速道路の通過点という形になっていまして、入り込みの中には含まれないということで考えています。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

特別のそういうイベントであつても入れないということですね。そう理解していいですか。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

これを目的にお見えになる方と通過点で来られる方、これが分けることがなかなか困難ですので、どれだけこれが目的で来られたかということが把握できないので、そこら辺についてはちょっと難しいんじゃないかということで考えております。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

実は入り込み客の統計の中に、また、分野別の統計もあるんですよ。例えば、一般行楽と、それから、行事、お祭り、イベント、それから、フルーツ狩り、こういうものが数字として上がっ

ています。実は一般行楽という、ここが何を、具体的にどういうものまでを包含するのかわかりませんが、一般行楽というものの中の入り込み客は平成26年度で6万4,200人上がっているんです。行事、祭り、イベント、これが広川まつりとか、そういうものだろうと私は思っていますが、2万4,400人上がっている。フルーツ狩りが1万7,600人上がっている。入り込み客だけです。だから、実際いろんな、この町内だけでなく、ほかにサービスエリアあたりでの場所でも展開しておる広域観光の体制の充実というのは、それも十分機能していると思うんです。この意味を果たしていると思うんです。だから、そういうものもやはりもっと数字を把握できる、そういうふうにされたほうがいいと思うんです。そうすると、いわゆる広川町に関係する入り込み客、あるいは消費額、そういうものももっと具体的に実数として把握できる。これはやっぱりぜひやってほしいと思う。でなければ、やっぱりいろんなところで努力されておるのが表向きに出てくる数字だけで議論する場合に、きょうみたいな質問になるんです。その辺いかがでございますか。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

御指摘のとおり、イベントをやったことによってかなりの方が来ていらっしゃると思います。裏側のほうからも見えているんで。それは十分わかりますけど、それがそのイベントをやったことによってどれだけというのはなかなか数字的につかむのが困難だというふうな形で考えています。で、それをどれだけ含むのかというのは、今後また当事者であるサービスエリアのほうとも協議しながら、入れ込むことができるものがあれば、今後入れていきたいとは思っています。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

いろんなイベント等での数字が把握できがたいということですが、何でこういう県の統計に上がってくるんですか、そういう数字が。これは町が報告するとやなかつですか。県の入り込み客数統計は町が出すデータをもとに集計したっちなやつですか。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

入り込み客につきましては、町のほうでそれぞれの機関に確認をしまして、それを集計したのを県のほうに上げております。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

だから、方法論はいろいろあると思うんですよ。方法はいろいろあろうけれども、それをたくみにそういう数字、実態というものは把握しておかなければ、次の手もやはり打ちにくいということですよ。やはり実態の認識が、現状把握がしっかりできていない中で、次の一手はそう打てないですよ。だから、いろんな調査をやるというのはそのためでしょう。次の施策を講じるために実態をしっかり把握するということは前提条件だと思うんです。

それで、県からはこういう数字が上がってくるということは、どこかからか報告しているということですよ。それは広川町の産業振興課からではないんですか、このデータは。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

先ほど言いましたとおり、産業展示館あたりについては産業展示館から、ゴットン館なり、ゴルフ場なり、いろいろ、そこに1年間の入り込みを確認しています。産業振興課のほうで問い合わせをして行っています。ただ、先ほど言いましたように、サービスエリアでイベントはやっておるんですが、そのイベントのときだけにどれだけ見えたかというのについては、やはりつかみにくいというのが現状でございますので、そういったことにさせていただいたところです。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

どうやらその辺は理解できました。

せっかくそういう出向いて町の観光振興、商業振興のためにやっておるものが、やはり数字として出てこないというのは残念ですよ。何かそこに一知恵絞っていただいて、何か検討いただきたいと思います。いかがですか。

○議長（神山章憲）

産業振興課長。

○産業振興課長（酒井和哉）

先ほど言いますように、サービスエリアのイベントについてはなかなかつかみにくいところがございます。ただ、サービスエリアを今後利用しまして、できるだけ広川町に来ていただくようなことでイベント等を行っていききたいということで、先ほど言いましたとおり、いろんな施設のほうに行っていただくようなことを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（神山章憲）

12番佐々木四十臣君。

○12番（佐々木四十臣）

最後になりますが、今答弁があったように、広域観光体制の充実というのは非常に今後の本町の発展のためにも大事なことであります。それで、ぜひ鋭意いろんな方策を講じられて、さらなる取り組みを期待しておきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。